

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成29年8月15日（火） 10：00～10：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
野田聖子 国務大臣（総務大臣、内閣府特命大臣）
上川陽子 国務大臣（法務大臣）
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
林芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣）
齋藤健 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川雅治 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野正芳 国務大臣（復興大臣）
小此木八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
江崎鐵磨 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木俊一 国務大臣
陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官
欠席者：杉田和博 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6件
- 公布（条約） 2件
- 政令 4件
- 人事 5件
- 報告 1件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「日・英物品役務相互提供協定」の効力発生のための公文の交換について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の通常国会で承認を得たものであります。あわせて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「日・ケニア投資協定」の効力発生のための通告について、御決定をお願いいたします。本協定は、先の通常国会で承認を得たものであります。あわせて、本協定を公布することについて、御決定をお願いいたします。

次に、「第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議の開催地」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、公賓待遇について、御了解をお願いいたします。英国首相が8月30日から9月1日まで、我が国を訪問されることとなりましたので、同期間、公賓として接遇するものであります。

次に、「パキスタン国」及び「スロバキア国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、17日、信任状捧呈の予定であります。

次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ブルガリア国」及び「モーリシャス国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、政令4件について、御決定をお願いいたします。まず、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、船舶バラスト水規制管理条約に関する決定事項の実施にあたり、有害水バラスト処理設備の設置期限の延長等の経過措置を講ずるものであります。

次に、「通訳案内士法及び旅行業法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を平成30年1月4日と定めるものであり、「通訳案内士法第38条第1項の期間を定める政令」は、研修機関の登録の有効期間を3年と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、旅行業者と旅行サービス手配業者との間に締結する契約に使用する電子的な処理の方法を定める等関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、麻生副総理が17日から27日まで、河野外務大臣及び小野寺防衛大臣が日米安全保障協議委員会出席等のため明日から19日まで、齋藤農林水産大臣がFood Expo 2017出席等のため本日から17日まで、世耕経済産業大臣がチェコ国及びフィンランド国政府要人の会談等のため21日から26日まで、それぞれ海外出張等されますので、御了解をお願いいたします。

次に、在アメリカ合衆国日本国大使館在勤特命全権公使尾池厚之を願いに依り免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、水産庁次長山口英彰に、日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表等を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、元内閣府特命担当大臣島尻安伊子を内閣府大臣補佐官に任命し、江崎内閣府特命担当大臣を補佐させることについて、御決定をお願いいたします。

次に、小鴻栄吉外458名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元財団法人聖路加国際病院理事長日野原重明を従三位に叙するもの及び衆議院議員木村太郎を従三位に叙し、旭日大綬章を授けるものがあります。

次に、「一般職の職員の給与等についての人事院の報告及び勧告」について、御報告があります。本件につきましては、去る8日に、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、梶山大臣から御発言があります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、法務大臣。

○上川国務大臣：国際連合犯罪防止刑事司法会議（コングレス）は、犯罪防止・刑事司法分野における国際連合最大の国際会議です。

第14回のコングレスを京都で開催することにいたします。同会議の開催は、我が国の国家の成熟や法の支配の浸透を国内外に発信する絶好の機会であり、この分野に関する我が国の国際的なプレゼンスの向上に寄与するものです。

○菅国務大臣：次に、梶山大臣。

○梶山国務大臣：去る8月8日、人事院から、国家公務員の給与についての報告及び勧告が提出されました。この勧告を受けて、先ほど、給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いを協議し、引き続き検討することとされたところであります。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：麻生副総理ほか4人の大臣（河野、齋藤、世耕、小野寺）は、それぞれ海外出張等いたしますが、その不在中、野田大臣を財務大臣の臨時代理に指定するとともに、金融担当大臣の事務代理を命じ、茂木大臣を外務大臣及び経済産業大臣の臨時代理に指定するとともに、原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理を命じ、石井大臣を農林水産大臣の臨時代理に、菅内閣官房長官を防衛大臣の臨時代理に指定します。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

[別添]

閣議案件

〔平成29年
8月15日〕

(火)

◎一般案件

資料あり ○日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の効力発生のための外交上の公文の交換について（決定）（外務省）

〃 ○投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の効力発生のための通告について（決定）（同上）

〃 ○第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議の開催地について（了解）（法務・外務省）

〃 ○英國首相テリーザ・メイ閣下の公賓待遇について（了解）（外務省）

資料なし ☆パキスタン国特命全権大使アサド・マジード・カーン外1名の接受について（決定）（同上）

〃 ☆ブルガリア国駐箚特命全権大使渡邊正人外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使山中伸一外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

◎公布（条約）

資料なし ☆日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定（決定）（外務省）

〃 ☆投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定（決定）（同上）

- ◎政令
- 資料あり ○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令
 (決定) (国土交通・環境省)
- 〃 ○ 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令 (決定) (国土交通省)
- 〃 ○ 通訳案内士法第38条第1項の期間を定める政令
 (決定) (同上)
- 〃 ○ 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
 (決定) (同上)

- ◎人事
- 資料なし ☆ 外務大臣河野太郎外4名の海外出張等について
 (了解)
- 資料あり ○ 特命全権公使尾池厚之を願に依り免ずることについて (決定)
- 〃 ☆ 水産庁次長山口英彰に日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表等を、水産庁資源管理部長神谷 崇外1名に日本国政府とソヴィエト社会主义共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定に基づく日ソ漁業委員会日本政府代表等を命免することについて
 (決定)
- 〃 ○ 島尻安伊子を内閣府大臣補佐官に任命することについて (決定)
- 〃 ○ 元裁判所事務官小瀬栄吉外458名の叙位又は叙勲について (決定)

- ◎報告
- 資料あり ☆ 一般職の職員の給与等についての人事院の報告及び勧告について (内閣官房)

[○署名あり ☆署名なし]